

社會經濟體系



第 19 卷

19

第 19 卷

日本評論社

社會經濟體系

第十九卷

人の道

河津 暹

二宮尊徳翁の訓話の中に天の則と人の道とを説いたものがある。其の要旨を陳ぶれば天は萬物同仁であつて良い草木であらうが悪い草木であらうが其間に區別をせず均しく之を生育せしむるのである。これが天の則といふものである。人間はこれらの草木の中から良いもの悪いものを選んて良いものは生長せしむるが、悪いものは之を刈り取りて生育せしめないで以て我々社會に裨益せしめようとする。これが人の道であるといふのである。これは勿論農業について説いたものであるが、味つて見れば短語くして意味深しといはねばならない、特に我國今日の思想界の如く思想混亂して我等をして去就に苦ましむる時代に於ては更に其の然るを信ずる。我國民は外國の文物制度より思想等に至るまで之を輸入して其の新たるを舊たるを區別しない。従つて百花繚爛たり、さり乍ら我等がこれ等のものを悉く信じて真理となして之を迎へて我が用をなさんこそば蓋し大なる過に陥らなければならない、古人の悉く書を信ぜば書なきに如かずといったのは選書の難きをいつたものであるが、其の通りである。これ等各種の思想家が説を立てたのは夫れ々々其環境や國情に本いたもので決して漫然として之をなしたのではない。然るにこれ等のことを辨じないで唯これ等著名の思想家の説を以て天下に道理を説いたものであるとなしたならば獨り我等をして過誤に陥らしめる許りではなく我等の社會をし

て危殆に陥らしめざるを得ないのである。我等はよく其本に反り正邪曲直を辨じて惑ふ所なきを期さなければならぬ、これが尊徳翁の所謂人の道であらう。我等が正邪曲直を辨ずるに當り標準を何れに求むべきかいふまでもなく我等の共同生活に求めなければならぬ、よく活きんが爲めこいふがよく活る事は前提として我等の共同生活が善くなくては到底望む事は出来るものではない。我等は古昔の如くに社會を離れて、自給百足の生活をなし得た時代ならば共同生活を見捨てて善く活く事を考へ得たかも知れないが、社會を離れて活くる事は出来難くなつた以上は鴨長明のように「こゝも亦浮世なりけり他處ながら思ひしまゝの山里もがな」といつた所到底我等は共同生活の羈絆から脱出して善く活くる事は出来るものではない、従つて我等は社會に對して不知不識の間に拘束を受けてゐるゝ同時に多大の恩義を受けてゐるに相違ない、富有のものが動もすれば其の財産を成し名聲を揚げたのは悉く自己の才能力量によるものであるから、如何なる振舞をしたからこいつて差支がないと思ふが、其の才能力量を振つたのは何に對してであるか、社會に對してあらう、して見れば社會を離れていかでか財産を作り得ようぞ、名聲を揚げる事が出来ようぞ、社會に恩義を受けてゐる事は少しく考へれば明白の事である、既に其の恩義を感じたならば勝手氣儘なる振舞をなし得る事は出来ない道理である、又勞働者等が自分達の活くるは自分達の勞働の力であつて何人にも厄介になつてゐないと思つてゐるものがあるが、其の勞働を用ひたのは自分の用を辨ずる爲ではなく社會の用を辨ずる爲であつたのであらう、社會を離れて其の勞働を用ふる事は出来まい、自分達の勞働の力計りでは活ては行かれまい、それ計りではない、其の勞働を用ふるにしても今日では協力者が必要であらうから、これからいつて自分達の勞働で活てゐるものでは

ない、一念こゝに到つたならば我等は社會に對して拘束を受けてゐるが、其の恩澤に浴してゐることを感謝しなければならぬ。して見れば我等は自分の屬する社會を守護して、之を發達せしむるが爲に相當の力を盡さなければならぬ、社會生活を初め我等の行ひつゝある團體生活を考へて見るに團體生活には自然的に出來たものゝ人爲的に出來たものがある、我等が同志のものに政黨を作つて政治運動をしたり、俱樂部を作つて娛樂交遊の便を計つたり、勞働組合を設けて勞働者としての利益を擁護したりするのは人爲的に團體生活を作つたものであつて、其の意に滿たなければ之に加入しなければ善いのである。家族生活や國民生活の如きは自然的に生じた團體生活であつて人爲的に作つたのではない。我等が生をこの世に享け我國に生れた以上は自然に我國民の一員として運命付けられたものであつて自己の意思によりて動かすことの出来るものではない。人爲的に作つたものと然らざるものとを問はず苟も我等が團體生活をなす以上は其の屬する團體の維持發達を計るのは當然の義務であると同時に權利でなければならぬ、是れが團體生活の千古不磨の規律でなければならぬ、して見れば我等が我國民として生を享けた限りは我等の社會生活は單純なる社會生活として無色透明なものではない、必ず我國民としての色彩を帶びなければならない、これは明白のこゝであつて、意識するに否とを問はず争ふ可からざる事實である。我等が外國の文物制度を調査したり、思想文明を攻究したりするのは、いはゞ善く活きんが爲めである、善く活きんが爲めであるといふのは上に陳ぶるが如く我等の國民生活をより幸福により完全にする爲でなければならぬ。我等が外國の著書を読み、外國の思想に接するに際し之れが取捨選擇の標準はこれではなければならぬ。其の論が巧妙であつても、脍辭が卓越してゐても、我等の國民生活をより幸福に、

より完全にするものでなかつたならば我等にきりては用のなきのみならず却つて有害なのである、我等は之を棄て顧みてはならないものである。これが人の道である、國民として行くべき道である。この眼を以て見るに我國の思想界で徒らに新を追ひ奇を求めて、其説其論の果して取るべきものであるやを省みず、徒らに博きを喜び、多を擇ぶが如きは予輩の與し難い所である、特に明に我等の團體生活に危害を及し之を顛覆せしむる虞があるものに至つては之を棄てなければならぬ事は明白でなければならぬ。特に思想未だ熟せず、世態人情に通ぜざるものをして之を玩ばしむるが如きは、其の者にきりて益なきのみならず、社會國家を蠱毒するものといはなければならぬ。かくいへば予輩でも已存の文物典章を以て完全無缺となし苟くも之に多少の變更を加へんとするものは我等の社會生活を脅かすものとして之を棄てんとするのではない、唯我等がこれ等の新思想や新制度に接するに當つて上に陳べた如き態度を以て臨み上に陳べた如き標準によつて取捨選擇をしなければならぬといふのである。勿論この態度を以て臨みこの標準によりて取捨をしたからといつても必しも同一の結論に到達するものではない。或ものは取るべきものとなすものもある、或ものは捨つべきものとなすものもあらう、従つて其の結果に於ては相當差異ある事は免れ難い事ではあるが、これは我等の見識と脩練とが生ずる事であつて如何にもする事は出來難い、然し其の結果に於て多少の差異はあつても我等の態度と標準とが同一であれば、全く無標準無批判に新説等を吸収し之を歡迎するに比し遙に自己にきり、社會にきりて有益であるを信ずるものである。これは我等の先づ務めなければならぬ人の道である。尊德翁の訓話を讀み聊か感ずる所ありこゝに一文を草するのである。

第十九卷 目次

一家一言

人の道……………河津 遯

本文

貨幣問題(完)……………山崎覺次郎……………一

税制問題(完)……………小川郷太郎……………五

工業政策(完)……………渡邊鐵藏……………三

歴史派經濟學(第二回、完)……………田邊忠男……………三五

各國労働黨(第四回、完)……………藤井 悌……………一五

國際金融(第三回、完)……………牧野輝智……………三三

私生子法律問題(第二回、未完)……………穗積重遠……………四二

歷史哲學(第二回、未完)……………三木清……………五五

藝術論(第二回、完)……………阿部次郎……………五三

金融問題(完)……………井上準之助……………六三

歐洲政治史(第二回、未完)……………今井登志喜……………三二

編輯だより……………三三

貨幣概論

山崎覺次郎

寶訓編

山西張公訓

目

太

目次

第一章 貨幣の概念、種類及び特質	5
第一節 貨幣の概念	5
第二節 貨幣の發生及び貨幣の種類	6
第三節 統一的一體としての貨幣	9
第四節 貨幣の流通性	10
第二章 貨幣の職能	11
第一節 職能の種類	11
第二節 職能の分擔	14
第三節 職能の消長	15
第三章 貨幣制度	18
第一節 貨幣の成立に關する法制	18
第二節 本位貨幣及び本位制度	21
第三節 補助貨幣	25
第四節 貨幣の數量の單位及び之を表現する貨幣の種類	27
第五節 鑄造貨幣の製造流通等に關する規定	28

第四章	貨幣の數量……………	30
第一節	本位貨幣及び補助貨幣の數量……………	30
第二節	紙幣、銀行券及び預金貨幣の數量……………	34
第三節	グレシャムの法則……………	37
第五章	貨幣の價值……………	40
第一節	貨幣の價值の意義……………	40
第二節	貨幣の價值の成立及び其の連續……………	40
第三節	貨幣の價值の變動及び其の影響……………	44
第六章	貨幣の對外價值……………	50
第一節	貨幣の對外價值の意義及び其の變動の原因……………	50
第二節	對外價值變動の影響……………	53

貨幣概論

山崎覺次郎

第一章 貨幣の概念、種類及び特質

第一節 貨幣の概念

先づ貨幣なる語に就て一言すれば、普通の用語として現今略々同一の意義を有するものに、「貨幣」、「通貨」、「金銭」の三つがある。此等の三語は、法律の條文等に現はる、際には其の間に區別を設けることがあるが、其用法は正確に一定してゐるものではない。然らば學問上の用語として其の孰れが適當であるかを考へるに、流通性を表示する點に於て、通貨が多少優つて居るやうにも思へるが、經濟學の著述講義等に於て從來最も廣く用ひられてゐるのは貨幣であつて、強て之を改むる必要は認められない。「法貨」なる語は明治卅年の貨幣法に始めて現れたもので、全く法律上の用語である。

右の如く貨幣なる語を用ふるにしても、次に直ちに問題となるのは其の概念の内容である。此の問題は古來頻りに論ぜられ而も未だ定説を得ない許りではなく、之に對する學者の見解の相異は近時却つて益々甚だしくなりつゝ、あるやうである。之に關する卑見は、結局以下論述する所によつて之を明にするに、なるのであるが、之に先立つていさ、か定義的に之を述べれば次の如くである。貨幣とは、交易の行はれる社會に於て、財貨勞務等の對償として一般に授受せられ、受領者も同一目的に供するを以て、絶えず所有者を更へ、而して通例其の數量の單位が一般に財貨勞務等の價值表示に用ひ

貨幣の概念、種類及び特質

られるものゝ謂である。換言すれば、社會に於て交易の一般的用具となり且通例價值の尺度となるものが貨幣である。

第二節 貨幣の發生及び貨幣の種類

貨幣が如何にして發生したかは明に知ることを得ない、其の起原は恐らく同一ではないであらう。然し其の主な起原は財貨の交易にあるといふことが出来る。即ち自給經濟時代に於ても尙異種族間に於ける武器裝飾品等の交換、同種族内に於ける家畜等の授受が行はれ、財貨の交易は決して絶無ではなかつたのであるが、物々交易には幾多の不便が伴ふから、二三の財貨が自ら選擇せられ主として交易に用ひらるゝものを生ずるに至つたのである。而して此の如く原始的貨幣となつたものは武器、毛皮、家畜、穀物、布帛等其の種類は少くないが、殊に多く用ひられたものは、寶石、貝殻、金銀等の裝飾品である。

上述の財貨は、始めて貨幣となつた當時には、貨幣として用ひられたと同時に、尙從來の用途にも供せられることを免れなかつた。此等の貨幣が往々「物品貨幣」(Warengeld)と稱せられるのは之れが故である。又此の物品貨幣は多くの場合同時に二三の種類が存し、而して此等は相互に代替性を有つことなく、取引の種類によつて特殊の貨幣が用ひられたやうである。

右に述べた物品貨幣は貨幣の先驅とも云ふべきもので、貨幣進化の歴史上最も注意すべきは鑄造貨幣の出現である。正確な意義の貨幣は鑄造貨幣に始まることも云ひ得る。鑄造貨幣は金屬より成ることは云へ、地金の形で授受せられたことに比べるならば其の性質に大なる變化があることを知らねばならない。諸種の金屬が貨幣となつた初めに當つては、貨幣たる職能を盡すと共に、尙從來の用途にも用ひられ、其の形狀、重量、品質は一定してゐなかつたので、授受の際一々其の品質を検し重量を計る必要があり、爲めに其の流通は往々滯滞せざるを得なかつたのである。そこで遂に品質、重量、形狀が

同一で而も其数の多い貨幣が製造せられることになったのであつて、是れ即ち鑄造貨幣である。

此の如く金屬が單に地金たる狀態を脱して鑄造貨幣となること、それは最早他の用途には供せられず、専ら貨幣として授受せられ、從つて他の財貨に對して特殊の地位を占めるに至り、貨幣の觀念も亦完成の域に達するのである。換言すれば、貨幣は之を構成する物質から分離して獨立の觀念となり、人が好んで之を授受する主因は、貨幣であるが爲めであつて、金であり銀であることは從因となるのである。鑄造貨幣の出現が貨幣進化史上注意すべきであること云つたのは正に此の點である。尤も鑄造貨幣も其の出現の當初に於ては造幣技術が未だ發達せず、又歐洲に於ては中世及び近世の始めに君主諸侯等が貨幣鑄造を自己の利益の目的に供した場合が多かつたから、鑄造貨幣は長く完全なる代替性を有たず、それが完全になつたのは比較的近代のことである。

鑄造貨幣に較べては甚だ晚く現はれたが、貨幣の本質を最も明白に表現するものは「紙幣」である。蓋し鑄造貨幣に在つては、之を構成する金屬が貨幣でないとしても相當の價值を有するに反し、紙幣に於ては、之を構成する物質は殆ど何等の價值なく、全く貨幣たるが故に流通するものである。

紙幣を狹義に解すれば、「不換紙幣」であるが、廣義の紙幣は「兌換紙幣」をも包含する。兌換紙幣とは發行者が所持人の要求に對し即時之を通例鑄造貨幣に引換へるものであつて、政府自ら發行するものと銀行の發行にかゝるものとがあり、後者は特に銀行券と稱す。不換紙幣は諸國の實例を見るに、最初から不換紙幣として政府自ら發行したものも政府紙幣又は銀行券の兌換を停止して不換紙幣としたものがある。

貨幣として最も新しいのは「預金貨幣」で、「預金通貨」をも稱せられ、其の主要なものは銀行の當座預金である。預金を貨幣と看做すことは一見奇異の感を與へるやうであるが、理論上之を認めねばならぬ許りではなく、現今に於てはその數量多く、英米等に於ては既に鑄造貨幣又は銀行券を凌駕する程であるから、事實上極めて重要な貨幣である。

銀行は當座預金に對して小額の支拂準備金を置くに過ぎず、其の大部分は單に銀行の帳簿に記入された數字によつて表現せらるゝものであるから、此の種の預金は一の抽象に過ぎないやうであるが、其の實在は疑なく、其の絶えず増減移轉することは明かに之を立證してゐる。又其の數量が圓錢等の貨幣單位を以て表示せられることも他の貨幣と異なる所がない。而して之を支拂手段に用ふる場合には主として小切手が使用せられるのであるが、小切手の振出人と受取人とが同一銀行の預金者なる時は、之によつて預金は單に預け主を更へるのみで、同一金額の金銀貨又は銀行券が甲より乙に移るに異ならず、又小切手の振出人と受取人とが異なる銀行の預金者なる場合には、預金は銀行間に移轉せられるに止り、此の場合にも預金は連續せるものと看做されるのである。此くの如く連續せずして預金が消滅する場合もあることは云ふ迄もないが、他方で常に新に發生するものがあつて、銀行業の發達した社會では、常に巨額の預金貨幣が存在して、各種の支拂に用ひられるのである。

銀行券並に預金は、法律的に之を見れば貨幣を以て支拂はれる債權を表現するから貨幣自體ではないやうであるが、此の兩者を貨幣と爲すのは、法律上の解釋によるものではなく、經濟上の事實に基くのである。先づ銀行券を見るに、若し世人が之を受取る毎に直に兌換を請求して、金銀貨幣の獲得にのみ之を使用するものならば、貨幣とは稱し得ないが、實際上兌換は極めて稀であつて、其の銀行に歸る迄は幾回もなく轉帳流通するのである。預金に於ては之を代表する小切手は到底銀行券の如く多數の人の間に授受せられるものではないが、既に述べた如く、其の受取人が同一の銀行に預金勘定を有する場合には單に帳簿上の振替が行はれ、銀行間に預金が移轉する場合にも社會全般から見れば同一銀行内に於ける移轉と異なる所がないのであつて、此くの如き經濟上の事實に基いて一種の貨幣と看做すべき銀行券と預金とは、他方にして、債權を表現するに云ふ法律上の性質の爲めに其の貨幣たることを消失せしめられるものではない。

預金が通常小切手によつて授受せられる爲めに、小切手を以て貨幣であるとなす者もあるが、寧ろ小切手は之を譬へれ

ば倉庫證券が庫中の貨物を代表して轉帳する如く、銀行の倉庫中又は帳簿上に存する貨幣を代表して之を移轉する用具を見るべきものであるを考へる。手形も亦往々貨幣の作用をなすことがある。然し乍ら手形の職能は本來債權債務の關係を明にすることにあり、順次多數の取引に用ひられることもないではないが、これは寧ろ偶然の作用と見ねばならない。其他臨時に貨幣として用ひられるものは其の例決して少くなく、従つて貨幣たるものゝ然らざるものゝこの限界は截然明でないやうであるが、平常一般に貨幣として用ひられるものを其の社會に於ける貨幣と見るべきである。

第三節 統一的一體としての貨幣

以上述べる如く、貨幣として最初に現れたものは物品貨幣であるが鑄造貨幣之に代り、而して紙幣の出現は比較的近代に屬し、預金貨幣に至つては其の種々の支拂に用ひらるゝことゝなつたのは更に遙か後の事であるが、今や鑄造貨幣、紙幣（殊に銀行券）預金貨幣の三者は殆んど文明國を通じて並び行はれるところである。而してかくの如く數種の貨幣が同時に存在しても、一國の貨幣として之を綜合的に見れば此等は渾然融合して一體をなし得るものであつて、近代の諸國に於ては之が實現されて居るのである。是れ即ち貨幣の統一觀念であつて、例へば人に關する觀念にも個人としての觀念と人口又は國民の如く團體としての觀念とが存する如く、貨幣に於ても同一である。即ち貨幣も其の進化の初期に屬する物品貨幣の時代にあつては個々獨立したものであつたが、鑄造貨幣の出現によつて相互の代替性次第に完備するに共に、同種に屬する貨幣は其の全部を包括して統一的一體を爲すに至つた。更に近代に於て整然たる貨幣制度成るに及んでは其の範圍を擴張し、苟も其の制度の行はるゝ地域即ち事實上一國內に於ては、之を構成する物質の如何を問はず、又預金貨幣の如く全く形態を具へないものあるに關せず、各個並に各種の貨幣は融解結合して統一的一體を爲すことゝなつたのである。此一體はもこより各個各種の貨幣より組成せらるゝが、而も各個又は各種の貨幣を超越する別個の觀念であ